

「とりまとめに向けた考え方について（その2）（案）」に対する東京都の意見

「とりまとめに向けた考え方について（その2）（案）」 の記載内容（「5. 都区制度」部分）	東京都の意見
<p>（1）都から特別区への事務の移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から特別区への事務の移譲について検討する際には、特別区の区域の再編と関連付ける議論もあるが、特別区の財政力や一部の特別区の間での共同処理の可能性等を踏まえると、人口規模のみを基準にする必要はないのではないか。 ○ 都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職の確保等の観点から小規模な区の間で連携するといった工夫を講じつつ、移譲することが考えられるのではないかと。 ○ 特別区の規模が多様であることから、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については規模・能力に応じて移譲することとし、その際には、条例による事務処理特例制度を活用することとしてはどうか。 	<p>＜特別区への権限移譲について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京のような大都市では、大都市としての一体的な都市経営と、きめ細かな住民サービスの両立が求められますが、それをどのように効率的・効果的に実現していくかが常に課題となります。 ○ 特別区への事務移譲を進める際には、事務処理特例制度を活用して規模・能力に応じて事務を移譲することも一つの方法かと存じます。 ○ いずれにいたしましても、現場を熟知している都と区で真摯に議論し、都民であり区民の行政サービス向上を目指して、様々な方法を活用しながら、適切な役割分担を実現していきたいと思えます。 <p>＜児童相談所について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における見守りの体制は市区町村を中心に整備されてきており、一時保護や施設への入所調整、家庭復帰や自立支援など、専門的かつ広域的な対応を都が担う体制となっております。 ○ 都においては、児童相談所と市区町村の子供家庭支援センターが連携しながら、児童虐待などのケースに対応しているわけですが、もし、こうした事務を全て市区町村に委ねていくということであれば、複雑化、深刻化する子供を取り巻く環境に専門的かつ広域的にも対応できる体制が、それぞれの市区町村において整備されることが必要不可欠であると考えております。
<p>（2）特別区の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の高齢化の進展や公共施設の更新需要の増加など、社会経済情勢の変化を踏まえると、特別区の区域の見直しが必要となるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで都と区の協議を通じて、東京都から特別区への事務移譲も進めてきましたが、都と市区町村で実施している研究会によりますと、今後、東京は2020年をピークに人口減少に向かい、2040年には高齢化率も30%を超え、2050年には約440万人の高齢者を抱える予想となっております、ご指摘のような、厳しい社会状況に対応できる行政体制の見直しも必要となってくると思われます。 ○ 今後とも、都民・区民に対する行政サービスの維持・向上を図るために、東京都と特別区の事務分担のあり方に加えて、特別区の区域のあり方についても検討が必要と考えており、都と区で真摯に議論していきたいと考えております。
<p>（3）都区協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都区財政調整制度等に関する都区協議会における調整について、仮に協議が調わない事項が生じた場合、現行の自治紛争処理委員による調停に加え、都道府県と指定都市との間の協議会と同様に裁定の仕組みを設けることを検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別区財政調整交付金の交付に関する条例はほぼ毎年改正を行っておりますが、条例改正にあたって開催された都区協議会において、これまで様々な議論はありましたが、都と区で合意に至らなかったことはございません。 ○ 私どもといたしましては、現時点で、裁定の仕組みをあらためて設ける必要は無いと考えております。 ○ 今後とも、現場を担い熟知する都と区で真摯に議論を積み重ね、連携・協力しながら必要な改善を行い、都民サービスの維持・向上に努めてまいります。